大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年１月15日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　荒川ショッピングセンター

所在地　村上市藤沢字腰廻89－１－４　外

設置者　共同組合荒川ショッピングセンターほか１者

２　変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）株式会社パワーズフジミほか９者

（変更後）マックスバリュ東北株式会社ほか７者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

・株式会社セリア

（変更前）代表取締役　河合　宏光

（変更後）代表取締役　河合　映治

３　変更年月日

平成25年７月19日

４　変更の理由

小売店の退店と出店入れ替えのため。

５　届出年月日

平成27年12月11日

６　縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

（なお、村上市商工観光課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

平成28年１月15日から平成28年５月15日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課　商業振興係

電　　話　025－280－5237

Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp